

事 務 連 絡

平成29年12月27日

地方厚生（支）局

保険年金（企業年金）課 殿

厚生労働省年金局

企業年金・個人年金課

厚生年金基金の特例解散に係る納付計画の変更（猶予の延長）について

特例解散した厚生年金基金のうち、納付猶予の承認をしている基金については、財産目録等の承認申請により、各事業主から提出された納付計画の補正を行い、分割納付が開始されているところです。

分割納付開始後、当該納付計画の変更（猶予の延長）の申請について、これまでの「厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会」の議論を踏まえ、別添のとおり取りまとめたので、(1) 管轄の存続厚生年金基金のうち、特例解散が見込まれる厚生年金基金及び(2) 納付猶予の承認がされている厚生年金基金のうち、年内に財産目録等の承認申請がされていない基金を対象に情報提供するとともに、当該基金においては、各設立事業所の事業主に周知いただくよう指導願います。

厚生年金基金の特例解散に係る納付計画の変更（猶予の延長）について

平成 29 年 12 月 26 日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

厚生年金基金が「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）」（以下「健全化法」という。）に基づき特例解散を行った場合における納付計画については、法律上、納付の「猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるとき」には、厚生労働大臣は事業主の申請に基づき、あらかじめ社会保障審議会（企業年金部会 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会）（以下「専門委員会」という。）の意見を聴いた上で、変更の承認ができるとされている。

猶予期間の延長を伴う納付計画の変更について、専門委員会においては、厚生年金基金解散時の責任準備金は原則として一括して納付すべきものであり、納付猶予は例外的な措置であること、また納付猶予を行う場合であっても承認された納付計画は確実に履行されるべきものであることを踏まえて審議を行っており、結果としてこれまでに計画変更の承認が適当とされた事案は存在しないところである。

こうしたことから、当該承認に関する予見可能性を高めるため、これまでの専門委員会における審議経過を踏まえ、承認にあたっての考え方及び承認審査の際の着眼点等の下記のとおり暫定的に整理し、これを広く周知することとした。

記

1. 法律上の承認の要件について

納付計画の変更承認に関する法律上の要件は「猶予がされた期間内に納付することができないやむを得ない理由」とされている。したがって、納付計画の変更の申請があった場合には、

①猶予がされた期間内に納付することができないとの事実、及び

②当該事実が生じた経緯又は理由

を確認した上で、

③これらを踏まえ納付計画の変更がやむを得ないと認められるか否かを審査することになる。

（参考）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号） 附則

（自主解散型納付計画の変更）

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶

予を受けようとする期間の延長その他の当該事業主の自主解散型納付計画の変更を承認することができる。(ただし書は略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3～6 (略)

2. 猶予がされた期間内に納付することができないとの事実

猶予がされた期間内に納付することができないとの事実の確認においては、納付猶予の開始から1年を単位として設けられた納付期限(注)までに納付できる見通しが立たないことを確認する。

なお、現に納付が行われていないことを確認することから、納付計画の変更の申請を行う時期は、納付計画に基づく納付が始まった後となることが基本である。

(注) 1年を超える期間の納付猶予の場合、猶予する全額を最終的な期限まで猶予をするのではなく、年を単位として猶予する額を分割し、分割された額に対してそれぞれ納付期限を設けている。このため、納付猶予の開始後1年を経過するごとに、その直前1年間に納付すべき額に対する納付期限が到来することになる。

3. 納付計画の変更がやむを得ないかどうかについて

納付期限までに納付することができないとしても、その事実に至った経緯及び理由を確認し、納付計画の変更がやむを得ないと認められるかどうかを検討することになる。具体的には、個々の案件ごとに総合的に判断するものであり、形式的な数値基準などに基づいて機械的に判断することはなじまないが、少なくとも以下の着眼点にしたがって検討することになる。

(ア) 変更前の納付計画の申請後に生じた、例えば天災等のような外的かつ不可抗力的な要因であって、申請者に帰責性のないものが存在するか。

納付計画の変更理由が、例えば経営者の交代や経営方針の変更、あるいは資金繰りの安定化目的のように申請者の自己都合による事情のみである場合、納付計画の変更の合理性は通常認められないと考えられる。

(イ) (ア)の要因は、納付期限までに解消する可能性はないか。あるいは仮に(ア)の要因が存在していたとしても、それ以外に経営状況が好転するなど従前の納付計画の履行が可能な状況となっていないか。この観点から、例えば一時的な資金繰りの悪化を理由として、当該理由との関係が明らかでない大幅な期間の延長をすることは合理性がないと考えられる。

(ウ) 変更前の負担金額は、事業所の規模、保有する現預金残高や厚生年金基金解散前の掛金負担額等に照らして少額ではないか。経営状況が厳しくなったとしても負担金額の絶対的な水準によってはなお負担可能であることもあると考えられる。

(エ) 変更前の納付計画の申請時から相当の期間が経過しているか。何らかの事情変更があったとしても、それが直前の申請時において予見可能であったのであればやむ

を得ない理由とは評価できない。この観点から、当初の承認からどの程度の期間が経過しているのかは重要な考慮要素となり得る。

(オ) 変更前の納付計画に基づく納付実績があるか。事業主自らが策定した納付計画であるにもかかわらず、それに基づく納付実績が一度もない場合には、当該納付計画の履行意思が当初から欠如していたとみなさざるを得ず、納付計画の変更は原則として認められないと考えられる。

なお、変更前の納付計画において申請書類への誤記載などの手続上のミスがあったとしても、これをやむを得ない理由と認めることはできないことに留意が必要である。

以上